

## 北陸スタートアップ・エコシステム・コンソーシアム規約

### (名称)

第1条 本コンソーシアムは、北陸スタートアップ・エコシステム・コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

### (目的)

第2条 コンソーシアムは、富山県・石川県・福井県それぞれの強みを活かしつつ、行政・大学・民間組織等の関係機関が一体となり、相互に連携してスタートアップ支援に取り組むことで、グローバルに活躍するスタートアップの創出・育成につながるスタートアップ・エコシステムの拠点形成を推進することを目的とする。

### (取組)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次に掲げる取組を行う。

- (1) 北陸地域におけるスタートアップ・エコシステムの形成に向けた取組
- (2) スタートアップの創出・育成に向けた取組
- (3) スタートアップ支援施策の情報共有及び発信
- (4) その他、コンソーシアムの目的を達成するために必要な取組

### (役員)

第4条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- (1) 共同代表
  - (2) 運営委員
- 2 共同代表は、富山県知事、石川県知事、福井県知事をもって充てる。
  - 3 共同代表は、コンソーシアムを代表し総括する。
  - 4 共同代表は、共同代表により指名される者が職務を代理することができる。
  - 5 運営委員は、共同代表が別表の各団体から各1名を指名する。
  - 6 運営委員は、この規約の定めに基づき、コンソーシアムの業務を執行する。

### (運営委員会)

第5条 コンソーシアムを円滑に運営するため、運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、運営委員をもって構成する。
- 3 運営委員会は、次に掲げる事項の意思決定を行う。
  - (1) コンソーシアムの運営に関する事項
  - (2) コンソーシアムの入退会等に関する事項
  - (3) その他運営委員会において必要と認める事項
- 4 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(会員、組織)

第6条 コンソーシアムは、第2条の目的に賛同する団体・企業に属する者等による会員で組織する。

2 コンソーシアムへの入会を希望する者は、別に定める入会届を事務局に提出し、運営委員会の承認に基づいて入会できるものとする。

3 コンソーシアムからの退会を希望する者は、別に定める退会届を事務局に提出し、退会届の受理をもって退会するものとする。

4 コンソーシアムの会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、運営委員会の承認に基づいて当該会員を退会させることができる。

(1) コンソーシアムの目的にふさわしくない行為を行ったとき。

(2) コンソーシアムの活動を妨げるような行為を行ったとき。

(3) その他退会すべき正当な理由があると運営委員会が認めたとき。

(部会)

第7条 運営委員会が必要と認めるときは、コンソーシアムに部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(事務局)

第8条 コンソーシアムの事務局は、国立大学法人金沢大学先端科学・社会共創推進機構 TeSH スタートアップ・アントレプレナーシップ推進室に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(規約の変更)

第9条 本規約は、運営委員会の協議によって変更することができる。

(守秘義務)

第10条 会員は、コンソーシアムの活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。コンソーシアムを退会した後も、また、同様とする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規約は、令和8年3月26日から施行する。

別表【運営委員】

団体名
富山県
石川県
福井県
国立大学法人金沢大学
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学